

平成25年4月15日

各 位

会 社 名 ワールド・ロジ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 森田 賀典
(コード番号 9378 大証JASDAQ)
問 合 せ 先 管理本部取締役 元屋地 敬次郎
(TEL 06-6569-6377)

第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年4月15日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される新株式（以下「本新株式」といいます。）の募集（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、平成25年3月11日、「事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の取扱事業者として法務省より認証及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会（以下、「JATP」といいます。）に対して、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでおります。事業再生ADR手続の中で対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、事業再生計画の策定を行っております。かかる事業再生計画の実現においては、スポンサーによる信用補完等による事業基盤の強化及び財務体質の改善が必要不可欠であることから、スポンサーを選定すべく検討を続けて参りました。本日公表の「当社グループを支援するスポンサーの選定に関するお知らせ」のとおり、本日開催の取締役会において、株式会社アセット・グロース・インターナショナル（以下「AGI」といいます。）及び株式会社ナカノ商会（以下「ナカノ商会」といいます。）をスポンサーとして選定し、下記のとおりAGIを主な出資者とするプリン企業再生投資事業有限責任組合及びナカノ商会を割当先として、本第三者割当を行うことについて決議致しました。

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続における平成25年6月11日開催予定の当社第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）において当社が策定する事業再生計画案が対象債権者の合意により成立すること及び平成25年6月21日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、定款の変更が可決され、本第三者割当が特別決議により承認されること、金融商品取引法に基づく効力が発生していることが条件となります。

I. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期日	平成25年6月25日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 269,059株
(3) 発行価額	1株につき金2,230円
(4) 発行価額の総額	600,001,570円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当予定先及び割当株式数	プリン企業再生投資事業有限責任組合 224,216株 株式会社ナカノ商会 44,843株
(7) その他	上記各号については、本第三者割当の金融商品取引法に基づく効力が発生していること、及び事業再生ADR手続が成立すること、並びに平成25年6月21日開催予定の当社臨時株主総会において、定款の変更が可決され、本第三者割当増資が特別決議により承認されることを条件とする。

2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社グループは、平成16年に上場して以降、業容、企業規模の拡大を企図し、積極的な企業買収を展開し、また、平成19年7月には通信販売事業者向けの物流センターである「大阪フルフィルメントセンター」（以下「大阪FFC」といいます。）を開設する等、大規模な設備投資も行って参りました。これにより、当社グループの売上規模は急激に増加したものの、かかる企業買収や設備投資のための投資資金は、いずれも借入金により調達していたことから、有利子負債も急激に増大し、かかる有利子負債が収益及び資金繰りを圧迫する結果となり、更には、当社グループの事業収益の柱となるはずであった大阪FFCを活用したフルフィルメントサービス事業は、当初想定をしていた事業収益を確保することができず、損益の悪化及び資金繰りの悪化に拍車がかかる結果となってしまいました。

このような状況を改善するために、売上至上主義の拡大路線を抜本的に見直し、子会社の売却や不採算事業の廃止等を実施するとともに、様々なコスト削減を進める等自助努力を重ねて参りましたが、抜本的な収益改善には至らず、平成21年6月期より連続して営業赤字を計上することとなりました。また、平成24年6月期には大阪FFC事業の合理化を行ったことに伴い、固定資産の除却損等、多額の損失を計上した結果、平成24年6月期において、ついに5,885百万円もの債務超過に陥り、もはや当社グループ単独での再生が困難な状況に立ち至りました。

このような状況を踏まえ、当社は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、平成25年3月11日にJATPに対して事業再生ADR手続の正式申込みを行い、同日受理され、同年3月25日には、事業再生ADR手続に基づく第1回債権者会議（事業再生計画案の概要説明のための債権者会議）も無事成立し、全ての決議事項についてお取引先金融機関よりご承認頂き、次回開催予定の第2回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）における当社グループの事業再生計画案の提出に向けて、JATPから調査・指導・助言をいただきながら、関係各位と鋭意を調整図って参りました。

また、当社は、平成24年6月期において債務超過に陥ったことにより、株式会社大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号の規定に該当し、1年間の上場廃止の猶予期間に入っており、平成25年6月期において債務超過の状態が解消されない場合、当社普通株式は原則として上場廃止となります。しかしながら、同号及びその関連規定の定めにより、事業再生ADR手続において、原則として平成26年6月期までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、事業再生計画に基づいて事業再生ADR手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消及びその後の有価証券報告書の提出等をもって、上場が維持されることとなります。

以上のことから、かかる事業再生計画の実現においては、信用力の低下した当社グループがスポン

サーによる信用補完等による事業基盤の強化を図り、今後の当社の主力事業である3PL事業において事業利益を積み上げることで当社の企業価値の再生と向上を企図することとしており、かかる再生計画において平成26年6月期までに債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識しております

上記理由から、本第三者割当による資金調達を決議いたしました。本第三者割当を実行いたしますと、「5. 発行条件等の合理性」に記載のとおり、大規模な1株当たりの希薄化が生じることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、本第三者割当が事業再生ADR手続における事業再生計画を実現するために必要不可欠であること、またかかる事業再生計画が当社の計画どおり実施することができれば債務超過が解消されるために、上場維持が実現することから中長期的な観点で当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

本第三者割当に際しては、株主割当増資や公募増資等、第三者割当以外の資金調達方法も検討いたしました。しかしながら、当社が債務超過に陥っており、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案し、株主割当や公募増資の場合、必要な資金が集まらない可能性があり、事業再生計画を実現するための資金調達においては、これらの手法では資金計画が立てられず再生計画策定が困難であることから第三者割当による新株式の発行を行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	600,001,570円
発行諸費用の概算額	36,100,000円
差引手取概算額	563,901,570円

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内容は、割当予定先の紹介及び割当条件の交渉等に関するアドバイザリー業務の費用（AIP証券株式会社（以下「AIP証券」といいます。）、東京都港区虎ノ門、代表取締役 山中 健司）30百万円、弁護士費用として1百万円、登記費用2.1百万円、有価証券届出書等及び開示資料にかかる作成及び作成された書類が金融商品取引法及び関連諸法令に準拠しているかどうかのレビュー支援業務の費用（株式会社ビッグヒット、東京都千代田区平河町、代表取締役 星野智之）2.5百万円、反社会的勢力との関連性調査費用（株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都千代田区九段南、代表取締役 羽田 寿次）0.5百万円です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

今回の資金調達により資金の使途については、下記のとおりとなります。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
借入金の返済（注2）	250,000	平成25年6月～平成25年12月
運転資金（注3）	153,000	平成25年6月～平成25年12月
一部滞留中の未払税金及び預り金等の支払（注4）	160,000	平成25年7月～平成25年9月

(注) 1 上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行預金とする予定です。

- 2 借入金の返済250百万円については、事業再生ADR手続成立後に、取引先金融機関と協議のうえで決定された債務免除後の借入金残高に対して最低でも250百万円を下表に記載する借入金の返済資金の一部に充当いたします。なお、増資により調達した借入金の返済

金額及び支出予定時期は、事業再生ADR手続きの中で取引先金融機関との協議を経て決定されるものであり、協議の結果変更になる場合があります。

下記借入金の一部については、既に返済期日が到来しておりますが、当社は、平成25年3月11日付けでJATPとの連名で、取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付し、3月25日開催の第1回債権者会議「において一時停止の通知書」についての同意(追認)が得られ、一時停止の期間を平成25年6月11日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)の終了時(ただし、同会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長することについて、承認されております。

平成25年3月31日現在の借入金の内訳は、以下のとおりとなります。

(三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケーションローン)

資金使途	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
運転資金	平成17年8月31日	平成23年12月30日	1,871百万円	1.935%

(三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケーションローン)

資金使途	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
運転資金	平成18年3月20日	平成23年12月30日	962百万円	1.935%

(りそな銀行)

資金使途	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
運転資金	平成22年6月30日	平成23年12月30日	800百万円	3.750%
運転資金	平成22年6月30日	平成23年12月30日	498百万円	3.750%
設備資金	平成18年3月31日	平成23年12月30日	1,485百万円	1.375%
運転資金	平成21年8月13日	平成31年7月31日	56百万円	1.400%
運転資金	平成21年3月5日	平成23年12月30日	312百万円	3.750%

(三井住友銀行)

資金使途	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
借換資金	平成22年1月29日	平成23年12月30日	562百万円	1.975%
設備資金	平成18年5月11日	平成23年12月30日	269百万円	3.125%

(商工組合中央金庫)

資金使途	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
運転資金	平成22年10月27日	平成24年10月20日	14百万円	3.200%
運転資金	平成23年6月30日	平成28年6月20日	46百万円	1.650%
設備資金	平成23年6月30日	平成28年6月20日	17百万円	1.650%
運転資金	平成21年11月27日	平成24年11月20日	12百万円	2.200%
運転資金	平成22年2月24日	平成25年1月20日	16百万円	2.200%

(大阪信用金庫)

資金使途	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
運転資金	平成23年6月20日	平成27年8月31日	82百万円	3.500%
運転資金	平成20年10月30日	平成25年11月10日	15百万円	2.750%

3 平成25年6月から平成25年12月の当社における運転資金として、毎月およそ274百万円の運転資金（買掛金支払185百万円、人件費43百万、リース料13百万円、顧問料7百万円、営業経費6百万円、上場維持関連費用及び株式事務費用6百万円、家賃3百万円、保守費3百万円、その他諸経費等8百万円等）が必要となり、うち260百万円は売掛金回収での充当を見込んでおりますが、毎月約14百万円の運転資金が不足すると想定されます。また、月間の資金繰りにおいて支払いと回収サイトが異なることにより、一時的に最大55百万円程度資金が不足することを想定しております。平成25年6月から平成25年12月までの運転資金として、総額153百万円を充当し、資金繰りの安定化をおこないます。

また、平成26年1月以降の運転資金につきましては、当社事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

4 当社業績の低迷による資金不足により、資金繰りが悪化し、未払税金・源泉所得税等の預り金が、期日を越えても支払いが出来ない状況に陥っております。

平成25年3月末日における滞留債務の残高は、184百万円であり、そのうち160百万円の支払いに当該資金を充てることを考えております。具体的には、未払税金として83百万円、源泉所得税等の預り金100百万円を計上しております。

5 事業再生ADR手続を進めるなかで、取引先金融機関との協議の結果、増資により資金調達した借入金の返済額が増加になった場合は、その他の資金使途の金額の変更が生じることとなります。また、資金使途の優先順位は、借入金の返済、一部滞留中の未払税金及び預り金等の支払、運転資金の順で資金を充当いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当の実施は、事業再生ADR手続における事業再生計画の策定、実現、ひいては当社存続のためには不可欠なものであります。

以上のことから、かかる当該資金調達の資金使途は合理的であると判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当による新株式の発行価額2,230円につきましては、直前営業日から1ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(4,065円に対して42.63%のディスカウント)、直前営業日から3ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(2,915円に対して20.07%のディスカウント)、及び直前営業日から6ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(2,634円に対して15.33%のディスカウント)(いずれも1円未満は切り捨て)を参考にしながら、本第三者割当の割当予定先であるプリン企業再生投資事業有限責任組合及びナカノ商会との間で協議を重ねた結果、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定し、発行価額を2,230円といたしました。参考までに、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引成立日(平成25年4月12日)の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の終値4,205円に対し約46.97%のディスカウントを行った金額となり

ます。

また、本新株の発行価額の算定方法について、割当予定先と協議の結果、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定したのは、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したことによります。

当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約46.97%を乗じた金額である2,230円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による当社株式の発行は、事業再生ADR手続を成立させ、事業再生ADR手続における事業再生計画を実現するうえで必要不可欠であり、その規模は合理的であると判断しておりますが、本第三者割当が当社株式の大規模な希薄化を伴うことから、株式会社大阪証券取引所の定める規定に従い、平成25年6月21日に当社の臨時株主総会を開催し、本第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくことといたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①プリン企業再生投資事業有限責任組合

(1) 名 称	プリン企業再生投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都中央区京橋3丁目10番1号 NEWS 京橋6階
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4) 出 資 の 総 額	5億860百万円
(5) 組 成 目 的	有価証券の保有、運用
(6) 主たる出資者及び出資比率	株式会社アセット・グロース・インターナショナル (AGI) 100.0% 出資額: 5億840万円 株式会社A&Fソリューション 0.0% 出資額: 10万円 アセットファクター投資事業有限責任組合 0.0% 出資額: 10万円
(7) 組 成 日	平成25年4月11日
(8) 業務執行組合員の概要	名称: 株式会社 A&F ソリューション 所在地: 東京都中央区京橋三丁目10番1号 NEWS 京橋6階 代表者の役職・氏名: 代表取締役社長 藤井 敬洋 資本金: 2,000万円 事業内容: 1 コーポレートアドバイザー事業 2 ファイナンシャルアドバイザー事業 3 アセットマネジメント事業/プロジェクトマネジメント事業 4 不動産評価事業/建物管理診断事業/仲介事業

	5 損害保険代理店事業 他 主たる出資者及びその出資比率： 1 藤井 敬洋 80.0% 2 従業員 20.0%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

②株式会社ナカノ商会

(1) 名称	株式会社ナカノ商会
(2) 所在地	東京都江戸川区中葛西三丁目 18 番 5 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 沼澤 宏
(4) 事業内容	倉庫業、陸運業、海運業、FC 事業
(5) 資本金	3 億 2,470 万円
(6) 設立年月日	昭和 63 年 8 月
(7) 発行済株式数	6,494 株
(8) 決算期	9 月
(9) 従業員数	265 名
(10) 主要取引先	一般事業法人
(11) 主要取引銀行	日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、千葉銀行、京葉銀行、東邦銀行、七十七銀行
(12) 大株主及び持株比率	沼澤 宏 32.9% 東京中小企業投資育成(株) 22.8% ナカノ商会従業員持株会 9.6% センコー(株) 9.2% (株)日本政策投資銀行 9.2% (株)N.Sサポート 7.4% その他 8.9%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社は、ナカノ商会より配送業務を受託しております。

	関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円)			
決算期	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期	
純資産	1,316,827	1,300,147	1,298,291	
総資産	8,291,489	9,012,136	11,903,562	
1株当たり純資産(円)	202,775	200,207	199,921	
売上高	15,060,029	16,961,358	19,118,140	
経常利益	138,810	94,656	112,246	
当期純利益	64,799	9,296	24,119	
1株当たり当期純利益(円)	9,978	1,431	3,714	
1株当たり配当金(円)	4,000	4,000	4,000	

※ 当社は、割当予定先、割当予定先の役員、主要株主等の関係者、及び関係会社（以下「割当予定先等」）が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当予定先の役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に暴力団等がいるという事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、割当予定先等、並びにフィナンシャルアドバイザー企業であるAIP証券株式会社が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチに調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったことの回答を得たことから、当社としては、問題がない人物であると考えております。（なお、プリン企業再生投資事業有限責任組合は当該第三者割当に際し組成される投資事業組合ことから、その主たる出資者を調査対象といたしました。）

上記のとおり、割当予定先及び割当予定先の役員、及びフィナンシャルアドバイザー企業が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、平成25年6月期第2四半期連結会計期間において、6,202百万円の債務超過に陥っておりますが、事業再生ADR手続における事業再生計画の一環として、取引先金融機関より一定程度の債務免除を受けること及び増資による資本増強により、当社の債務超過を解消するとともに、今後の当社の主力事業において事業利益を積み上げながら財務基盤の健全化と強化を図り、競争力を強化していくことで、当社の企業価値の再生と向上を図るため、第三者割当による普通株式の発行を実施することといたしました。第三者割当による普通株式の発行は、事業再生ADR手続の中で行われることから、手続的な透明性・公平性を確保するとともに、当社株主や取引先その他の投資者の中から、特に当社事業に深いご理解をいただいております。かつ、今後の当社事業の発展への協力を期待できる企業を選定するため、複数企業を対象としてスポンサー選定手続を行った上で、当該選定したスポンサーに対して第三者割当による普通株式の発行を行うことといたしました。

具体的には、平成 24 年 5 月中旬より、当社代表取締役社長の森田賀典及び代表取締役専務の梨木重宏が、当社株主、取引先、証券会社から紹介を受けた投資家、知人、関係者等の複数の候補者と面談し、当社の事業及び財務状況等の当社のおかれた状況を説明し、また、当社の今後の事業の再生及び事業展開について協議を行うなど、当社普通株式引受けをはじめとする当社事業の再生に向けたご支援・ご協力をいただける割当候補先を探索してまいりました。その結果、平成 25 年 2 月中旬までに、複数の企業から当社のスポンサーとして支援を行う旨の意向表明書を受領するに至り、当該意向表明書の内容を踏まえ、さらに各候補先との面談や交渉を進めるとともに、各候補先の事業への理解、今後の協力関係の構築及び資金調達の実現性とその他事情を総合的に検討した結果、平成 25 年 3 月、株式会社アセット・グロース・インターナショナル（以下「AGI」といいます。）及び株式会社ナカノ商会（以下「ナカノ商会」といいます。）の 2 社を最終的なスポンサー候補として選定致しました。

上記 2 社を最終スポンサー候補先として選定した経緯は以下のとおりです。

まず、AGI は、平成 25 年 2 月上旬頃に、企業の資金調達におけるアドバイザー業務を引き受けた実績のある AIP 証券の専務取締役から、予ねてよりファイナンスに関する営業を受けていたことから、コンタクトを取り、話を進めるに至りました。

AIP 証券の専務取締役にアドバイザーを依頼した経緯は、平成 24 年 8 月頃に、同氏が以前在籍していた証券会社のファイナンス営業担当者としてスポンサー候補の紹介等を通じて接触があり、同氏が平成 25 年 2 月に AIP 証券へ入社した後も、同氏の資金調達及び M&A 等のアドバイザー実績が豊富であったことから、引き続き今回の資金調達のアドバイザーを依頼した次第です。

AGI は、AIP 証券から平成 25 年 2 月に紹介を受け AGI の代表取締役中島武志氏と協議を進めてまいりました。AGI は平成 24 年 8 月に設立された投資事業を主たる目的とする企業であり、未上場会社を中心に不動産事業や物流関連事業へ数億円の単位で投資実績がある企業であります。当社は、中島氏より当社への出資に加えて、中島氏のこれまでの投資実績を生かし、当社グループへの事業資金のファイナンス、経営・財務戦略の立案等に関する支援及び助言をいただけるとの説明を受け、同年 2 月に意向表明を受領するに至りました。AGI は設立して間もない会社であるものの、その投資目的は純投資だけでなく投資先との共同歩調を保ちつつ経営の助言を行うなどの方法で、投資先の企業価値を高めてきた実績があることを中島氏との面談の中で確認いたしました。これらの確認を経て、当社は AGI をスポンサーすることで、当社の資金繰りの安定化を図るための資金調達面での協力を期待出来ることに加え、AGI の投資先には物流関連事業が含まれていることから、AGI の投資先と事業面でのシナジーも期待できるものと判断しております。また、中島氏は過去の経歴においてシステムコンサルタントとして内部統制システムの開発に携わられた経験があることから、内部統制の観点からも当社の経営に適切なアドバイスを頂けるものと判断いたしました。

また、AGI は払込みに要する資金は自己資金及び投資先への貸付金の回収資金を見込んでいるとの説明を受け、当社は AGI より入手した資料により、AGI の預金残高と金銭消費貸借契約書を確認しております。

一方、ナカノ商会は、予てより当社が同社の輸配送業務を受託するなど事業上の取引があり、平成 24 年 8 月より代表取締役沼澤宏氏と協議を続けてまいりました。ナカノ商会は昭和 63 年に創業し、「倉庫」「陸運」「海運」を中心に事業を展開されており、物流業界における実績を有する企業であります。ナカノ商会に当社の中核事業である 3PL 事業において、信用回復による事業基盤の強化を含む営業支援及び助言を頂けるとの説明を受け、平成 25 年 1 月に意向表明を受領するに至りました。

当社は、ナカノ商会は払込みに要する資金は自己資金を見込んでいるとの説明を受け、ナカノ商会から資料を入手し、ナカノ商会の業績、財務内容を確認しております。また、ナカノ商会からの具体的な営業支援として、顧客の紹介やナカノ商会と共同営業・提案を行うことで、当社の与信不安が解消され、事業シナジーによる収益力強化が見込まれると判断いたしました。

かかる意向表明を踏まえ、当社より、AGI及びナカノ商会へ2社共同スポンサーとして、当社の再生支援をお願いしたところ、平成25年3月に共同スポンサーとして支援頂くことを承諾いただきました。その後、当社への出資方法について各社と協議した結果、AGIよりAGIが未上場会社への投資が中心で上場会社への投資が不慣れであり、また、従業員が2名と少ないことから、上場会社へ投資する際に必要となる大量保有報告書作成等の事務作業及びその他管理業務等の負担を軽減するために、これらの運営、管理を経験豊富な業務執行組合員が行う投資事業有限責任組合(以下「ファンド」といいます。)を利用したスキームを提案頂きました。また、AGIが金融商品取引法で定める適格機関投資家でないことから、金融商品取引法63条に基づく適格機関投資家等特例を利用し、適格機関投資家を招聘し行うことについて説明を受けました。

かかるAGIの意向を受けて、平成25年4月にAIP証券から業務執行組合員として株式会社A&Fソリューション及び適格機関投資家としてアセットファクター投資事業有限責任組合の紹介を受け、これら3社で組成するプリン企業再生投資有限責任組合を引受先として引受けることをご提案いただきました。

株式会社A&Fソリューションは投資アドバイザー事業を行っている企業で、物流・倉庫施設を含む不動産ファンドへの投資実績があり、ファンドの業務執行組合員として管理、運用に携った経験が豊富であることからプリン企業再生投資有限責任組合の業務執行組合員となり出資することになったとの説明を受けております。また、アセットファクター投資事業有限責任組合は、適格機関投資家としてプリン事業投資責任組合に出資することになったとの説明を受けております。

当社は、株式会社A&Fソリューションから決算書及び預金口座の写しを入手し、財務状況を確認しており、株式会社A&Fソリューションがファンドの運用、管理を行った実績を確認し、物流、倉庫施設の不動産ファンドへ出資した実績があることから、その経験を生かし、物流、倉庫の動向等の情報を踏まえたファンドの維持管理が行えると判断いたしました。また、アセットファクター投資事業有限責任組合はファンドであることから、業務執行組合員であるアセットファクター株式会社から資料を入手し、資金残高を確認しております。アセットファクター株式会社は元大手証券会社出身の代表者が設立した投資企業であり、ファンドへ出資の経験が豊富であるとの説明を受け、適格機関投資家としての資格を有していることを踏まえファンドの遵法性を守りファンド運営できるものと判断いたしました。

当初は、ナカノ商会を含め投資事業責任組合を組成することも検討いたしましたが、プリン企業再生投資事業責任組合とナカノ商会で別個に当社株式を所有することで、経営・財務戦略面と事業戦略面で各々の責任範囲を明確にし、各社の得意分野において各社の有するノウハウと強みを最大限発揮し、当社へ支援を頂けるものと判断いたしました。

当社は平成25年4月15日の取締役会において、プリン企業再生投資事業有限責任組合及びナカノ商会を本第三者割当の割当予定先として選定することを決定いたしました。

また、各割当予定先からの役員派遣の方針、及び経営への関与方針等、ひいては割当予定先が当社の親会社に該当することとなるか否かにつきましては、現時点では未確定であり、今後、事業再生計画案に対する協議を進めていく過程において、各割当予定先の意向を踏まえ、平成25年6月21日開催の臨時株主総会の決議後に予定している各割当予定先との間での総数引受契約書の締結までに決定する予定であります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは当社株式に関して短期での売買を目的としてはおらず、中長期的視点に立った株式価値の向上を目指すことを投資方針としており、中長期的に保有する方針である旨の意向を書面にて表明していただいております。

なお、当社は、割当予定先と、本第三者割当増資に係る株式の割当日より2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法を当社へ書面により報告すること、及び当社が当該内容を大阪

券取引所へ報告すること及び当該内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結することに合意しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるプリン企業再生投資事業有限責任組合及びナカノ商会から、払込期日において本第三者割当の払込金額の払込が可能である旨の意向表明を入手しております。

プリン企業再生投資事業有限責任組合の主たる出資者であるAGIから払込に要する資金は自己資金及び投資先への貸付金の回収資金を見込んでおり、AGIの預金口座の写し及びAGIの貸付先との金銭消費貸借契約を入手し、その自己資金と回収資金の合計が本第三者割当の払込に相当する金額であることを確認しております。貸付先は不動産投資を主たる目的とする未上場企業です。

AGIはこれらに加えて、投資先への貸付金が回収されない場合の保全策として、別途、借入を行うことによる資金調達にて払い込むことも検討しております。借入可能なことの蓋然性として借入予定先との金銭消費貸借契約及び借入予定先の通帳の写しを確認しております。当該借入予定先は、群馬県内で建設業等を営む企業の代表取締役であり、当社はAGIから入手した資料により、同社の業績推移及び財務内容から同社代表取締役個人は十分資力を有すること、同氏の預金口座の写しにより払込に要する資金を貸し付けることが可能であることを確認しております。

また、すでに払込期日前を貸付日とした金銭消費貸借契約をAGIより入手し、本第三者割当払込に要する資金を確認しております。株式会社A&Fソリューション及びアセットファクター投資事業有限責任組合預金口座の通帳の写しを入手し、本第三者割当の払込に相当する金額に相当する資金を確認しております。

また、ナカノ商会からは預金口座の通帳の写しを入手し、本第三者割当の払込に相当する金額に相当する資金を確認しております。

以上から、当社は本第三者割当の払込に確実性があると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先であるプリン企業再生投資事業有限責任組合及びナカノ商会は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もない旨の表明を受けております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、割当予定先の役員、主要株主等の関係者、及び関係会社（以下「割当予定先等」）が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、割当予定先等に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、AGI、ナカノ商会、株式会社A&Fソリューション、アセットファクター投資事業有限責任組合等、並びにフィナンシャルアドバイザー企業であるAIP証券株式会社が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員及び主要株主が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。（なお、プリン企業再生投資事業有限責任組合は当該第三者割当に際し組成される投資事業組合であることから、その主たる出資者を調査対象といたしました。）

その結果、割当予定先等及びフィナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

なお、当社が株式会社セキュリティ&リサーチへヒアリングを行った結果、アドバイザー企業と当社との間に利害関係はなく、独立性は保たれていると判断しております。

上記のとおり、割当予定先等、及びフィナンシャルアドバイザー企業と反社会的勢力との関係は確認できないことから、その結果、当社として、割当予定先等及びフィナンシャルアドバイザー企

業は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年12月31日現在）		募集後	
Core Pacific - Yamaichi International (H.K.) Limited	34.32%	プリン企業再生投資事業有限責任組合	48.40%
上井 健次	7.43%	Core Pacific - Yamaichi International (H.K.) Limited	12.17%
大阪証券金融株式会社	2.64%	株式会社ナカノ商会	9.68%
河合 和夫	1.85%	上井 健次	2.63%
株式会社バロー	1.10%	大阪証券金融株式会社	0.94%
ワールド・ロジ従業員持株会	0.98%	河合 和夫	0.66%
株式会社アンバーピース	0.88%	株式会社バロー	0.39%
川口 清	0.84%	ワールド・ロジ従業員持株会	0.35%
田淵倉庫株式会社	0.67%	株式会社アンバーピース	0.31%
山口 徹	0.64%	川口 清	0.30%

(注) 1. 上記表、「異動前」については、異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成24年12月31日現在の発行済株式総数89,498株(議決権の数89,218個)に、大株主及び大量保有報告書からの報告に基づく持分の変動を追記したものであります。

2. 上記表、「異動後」については、本新株式発行後に増加する予定の株式数を加算しております。

8. 今後の見通し

当社は平成25年4月15日開催の当社取締役会において、プリン企業再生投資事業有限責任組合及びナカノ商会を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。事業再生ADR手続が成立し、平成25年6月21日開催予定の臨時株主総会において特別決議により承認された場合、当該第三者割当による新株式の発行により、プリン企業再生投資事業有限責任組合が保有する当社株式にかかる議決権保有割合は48.40%、ナカノ商会が保有する当社株式にかかる議決権保有割合は9.68%となることを見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。

【企業行動規範上の手続き】

本第三者割当は、希薄化率が25%以上と見込まれることから、株式会社大阪証券取引所が規定する「企業行動規範に関する規則」第2条の定める経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主総会決議などによる株主の意思確認を必要とします。

本第三者割当による当社株式の発行は、事業再生ADR手続を成立させ、事業再生ADR手続における事業再生計画を実現するうえで必要不可欠であり、その規模は合理的であると判断しておりますが、本第三者割当が当社株式の大規模な希薄化を伴うことから、平成25年6月21日に当社の臨時株主総会開催し、本第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくことといたしました。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期
連結売上高	9,074百万円	6,592百万円	5,608百万円
連結営業利益	△280百万円	△444百万円	△925百万円
連結経常利益	△541百万円	△651百万円	△1,747百万円
連結当期純利益	△1,527百万円	△867百万円	△6,190百万円
1株当たり連結当期純利益	△25,025.70円	△13,334.55円	△94,915.76円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	18,069.75円	4,656.72円	△90,240.98円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	158,498株	100.0%
潜在株式数の総数	36,000株	22.71%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期
始値	12,000円	6,200円	3,920円
高値	12,350円	6,690円	4,035円
安値	5,950円	2,730円	1,941円
終値	6,220円	3,990円	2,251円

② 最近6か月間の状況

	平成24年 10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月
始値	2,551円	2,700円	2,227円	2,046円	1,980円	2,000円
高値	2,850円	2,770円	2,751円	2,250円	1,989円	5,420円
安値	1,860円	2,050円	1,910円	1,848円	1,571円	1,930円
終値	2,759円	2,226円	2,048円	1,984円	1,920円	5,640円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成25年4月12日
始値	4,430円
高値	4,490円
安値	4,050円
終値	4,205円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成22年2月4日
調達資金の額	発行時における調達額 6,864千円 行使時における調達額 404,112千円（差引手取概算額 381,112千円）
行使価額	8,276円
募集時における	59,418株

発行済株式数	
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額における潜在株式数：48,000株（新株予約権480個）
現時点における行使状況	行使済株式数5,800株（新株予約権58個） （平成23年6月30日に、残存する新株予約権422個のうち400個を当社が取得し、償却している。）
募集後における発行済株式総数	65,498株
割当先	O a kキャピタル株式会社 48,000株（新株予約権480個）
発行時における当初の資金用途	設備投資資金、運転資金
発行時における支出予定時期	平成22年3月～平成24年6月
現時点における充当状況	権利行使分58個（払込金額の総額54,864千円）については、案件受注時に必要な先行設備投資の資金に20百万円、手元運転資金34百万円に充当いたしました。

・第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成24年9月26日
調達資金の額	発行時における調達額 1,780千円 行使時における調達額201,240千円（差引手取概算額175,496千円）
行使価額	1,560円
募集時における発行済株式数	65,498株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額における潜在株式数：129,000株（新株予約権43個）
現時点における行使状況	行使済株式数99,000株（新株予約権33個）
募集後における発行済株式総数	164,498株
割当先	Core Pacific - Yamaichi International (H.K.) Limited（コア・パシフィック山一インターナショナル（香港）株式会社） 129,000株（新株予約権43個）
発行時における当初の資金用途	運転資金
発行時における支出予定時期	平成24年9月～平成26年9月
現時点における充当状況	権利行使分33個（払込金額の総額154,440千円）については、運転資金に充当いたしました。

以上

(別紙1)

第三者割当の方法による普通株式の発行要項

- | | | |
|----|---------------------|---|
| 1. | 募集株式の種類及び数 | 普通株式 269,059 株 |
| 2. | 募集株式の払込金額(発行価額) | 1 株につき金 2,230 円 |
| 3. | 発行価額の総額 | 600,001,570 円 |
| 4. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額 300,000,785 円増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 5. | 申 込 期 日 | 平成 25 年 6 月 24 日 |
| 6. | 払 込 期 日 | 平成 25 年 6 月 25 日 |
| 7. | 割 当 予 定 先 及 び 株 式 数 | 第三者割当の方法により、以下に掲げる者から申込みがあることを条件として、以下に掲げる者に以下のとおり割り当てる。
プリン企業再生投資事業有限責任組合 224,216 株
株式会社ナカノ商会 44,843 株 |

以 上